



福井市 木田尋常小学校 1899(明治32)年

じん じょう

尋常小学校とは

明治から第2次世界大戦前までの時代に存在した、初等教育機関の名称。1886(明治19)年の「小学校令」で制定され、国民学校令が1941(昭和16)年に出されるまでこの制度が存続した。



一八八六(明治19)年には学校の種別ごとに学校令を制定し、「小学校令」が公布され、小学校を尋常(4年)と高等(4年)の2段階としたうちの尋常小学校を義務教育とする義務教育制度が始まりました。一九〇〇(明治33)年には、授業料が廃止され、義務就学が厳しく規定されることとで、就学率は急速に高まりました。

当時の授業内容として尋常小学校では、読書、作文、習字、算術、修身などがあり、なかでも修身は非常に重視されました。また、理科、歴史、地理等は、高等小学校で習う科目になっていました。そのほか、今の音楽にあたる授業も行われていました。

就学率が向上し、教育が普及する明治期には、様々な教科書が発行されました。「学制」発布当時の教科書は、国が編集したものに加え、『小學校讀本』のように欧米の教科書の翻訳書や、寺子屋等で使っていた手習いの手本や読

み物が引き続き使われていたが、一九〇三(明治36)年「小学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ」と定め、いわゆる国定教科書が誕生しました。

『尋常小學讀本』は、教科書国定化の第一歩です。この教科書では、子どもが覚えやすいカタカナから先に学習しました。巻一の冒頭が「イエ：」であることから通称「イエスシ読本」と呼ばれました。イエスシ読本は、次の「ハタタコ読本」にかわる、一九〇九(明治42)年まで使用されました。



【参考】まなびや第30号参照
教科書の歴史(自由採択・検定・国定・墨塗・現在の教科書)

【関連】まなびや第68号参照
学校制度が始まって一五〇年

【参考】まなびや第30号参照
教科書の歴史(自由採択・検定・国定・墨塗・現在の教科書)

【関連】まなびや第68号参照
学校制度が始まって一五〇年

年代	法令	就学義務に関する規定
明治5年(1872年)	学制	・教育年限を下等小学校4年、上等小学校4年の計8年としたが、強制力は弱かった。
明治12年(1879年)	教育令	・教育年限は基本的に8年であるものの、最短で16ヶ月通学すればよいと規定された。 ・第17条において、「学校に入らずと雖も別に普通教育を受けるの途あるものは就学とせず」と規定されていた。
明治13年(1880年)	改正教育令	・教育年限は8年のまま、最短規定を3年(毎年32週通学の場合)とし、その後も相当の理由のない限り毎年16週以上通学させることとした。 ・学校又は巡回授業以外で学齢児童に普通教育を受けさせようとする者は、都区長による認可及び児童に学業成果の確認のための試験を受けさせることを必要とした。
明治19年(1886年)	小学校令	・「義務教育」の文言が初めて登場した。 ・義務教育3~4年(尋常小学校を卒業するまで)と規定された(ただし、地方の学校設置義務が規定されなかったため、論者により、義務教育の開始年を明治23年とする者もいる)。
明治23年(1890年)	第2次小学校令	・義務教育3~4年(尋常小学校を卒業するまで)と規定された。 ・地方の学校設置義務も規定された。 ・学校に通学しなくても、家庭学習により就学義務が果たされるとの規定が登場した(市町村長の許可を必要とする)。
明治33年(1900年)	第3次小学校令	・義務教育4年(尋常小学校を卒業するまで)と規定された。
明治40年(1907年)	第5次小学校令	・義務教育6年(尋常小学校を卒業するまで)と規定された。
昭和16年(1941年)	国民学校令	・義務教育6年(国民学校初等科6年、高等科2年を卒業するまで)と規定された。 ・戦時下の特別により、高等科2年は終戦まで実現されなかった。 ・第2次小学校令以来規定されていた、学校に通学しなくても、家庭学習により就学義務が果たされるとの規定はなくなった。
昭和22年(1947年)	教育基本法 学校教育法	・義務教育9年(小学校6年、中学校3年)と規定された。

特集展示
開催中
3月27日まで

学校教育制度の歴史